

2005 年度「レイティング/フィルタリング連絡協議会」第 1 回研究会議事録

1. 日時・場所

日時：2005 年 11 月 30 日（水）18:30～20:00

場所：商工会館 6 階「G 会議室」

2. 参加者

座長

清水康敬（独立行政法人メディア教育開発センター 理事長）

座長代理

苗村憲司（情報セキュリティ大学院大学セキュア社会システム研究所 教授）

委員

宮本潤子（ECPAT / ストップ子ども買春の会 共同代表）

藤田 猛（社団法人日本 P T A 全国協議会 相談役）

高橋邦夫（千葉学芸高校 校長）

小河原昇（ネットスター株式会社 代表取締役社長）

川口洋司（オンラインゲーム研究会（（株）コラボ 代表取締役））

望月卓郎（デジタルアーツ株式会社経営企画担当マネージャー兼

広報・マーケティング担当マネージャー）

* 道具委員代理

オブザーバー

加藤洋一（経済産業省商務情報政策局情報経済課 課長）

中村昌克（経済産業省商務情報政策局情報経済課 係員）

成瀬克実（総務省総合通信基盤局消費者行政課 係長）

* 渋谷様代理

今村聡子（文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 課長補佐）

千葉 哲（警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 企画法令係長）

* 中谷様代理

丸山影久（警察庁生活安全局少年課 課長補佐）

石橋昭良（警察庁生活安全局少年課 専門職）

大崎博美（警察庁生活安全局少年課 係長）

松坂規生（東京都青少年治安対策本部 健全育成課長）

太田幸一（経済産業省関東経済産業局地域経済部情報政策課情報企画係長）

釜田雅樹（経済産業省関東経済産業局地域経済部情報政策課地域情報係長）

事務局

国分明男（（財）インターネット協会 副理事長）

大久保貴世（（財）インターネット協会 主任研究員）

岩井かなこ（（財）インターネット協会 研究員）

谷口邦和（（財）ニューメディア開発協会 次長）

小泉雄介（（株）NEC 総研 専任研究員）

3．配布資料

- ・議事次第
- ・座席表 RF 研 2005-01-1
- ・委員・オブザーバー名簿 RF 研 2005-01-2
- ・本年度の研究会活動予定について RF 研 2005-01-3
- ・国内外動向について RF 研 2005-01-4
- ・IT 安心会議の概要 RF 研 2005-01-5
- ・インターネット上における違法・有害情報対策について RF 研 2005-01-6
- ・平成 17 年「東京都青少年の健全な育成に関する条例」
改正の概要 RF 研 2005-01-7
- ・青少年おおさか 304 号 RF 研 2005-01-8
- ・最近のインターネット上の有害情報について RF 研 2005-01-9
- ・レイティング基準 SafetyOnline3 の検討資料 RF 研 2005-01-10
- ・レイティング基準 SafetyOnline3 の検討参考資料 RF 研 2005-01-11
- ・インターネット有害情報に関する調査報告書 RF 研 2005-01-12
- ・東京都パンフレット「インターネットガイドライン」
- ・インターネット協会パンフレット「インターネット上に氾濫する有害情報は
今、どうなっている？」

4．議事概要

（１）経済産業省ご挨拶

・経済産業省より、本年度のレイティング／フィルタリング連絡協議会研究会開催にあたってのご挨拶を頂いた。

（２）本年度の研究会活動予定について

・事務局より、資料 RF 研 2005-01-3 に基づき、本年度の研究会活動予定について説明を行った。

○座長：第 3 回の予定でフィルタリングソフトの普及状況の調査とあるが、フィルタリングがどれだけ普及しているかは評価指標として重要であり、結果報告を期待している。

(3) 国内外動向について

・事務局より、資料 RF 研 2005-01-4、RF 研 2005-01-5、RF 研 2005-01-6、RF 研 2005-01-7、RF 研 2005-01-8 に基づき、国内外動向について説明を行った。

○オブザーバー：東京都の改正条例では、プロバイダと携帯電話事業者に対し、フィルタリングソフトの開発、提供、および利用の勧奨という 3 つ努力義務を課している。現状の認識では、開発についてはほぼ青少年の保護という観点では問題ないレベルのものができている。提供についても、一部の事業者で提供されていなかったり、不十分だったりするところはあるが、近く提供してもらえるではないか。利用の勧奨については、10 月 1 日から施行で 2 ヶ月経っているが、正直に言って履行に不満を持っている。特に携帯電話事業者については、警視庁調査による子どもの買春被害では、被害者の約 50% が中学生、40% が高校生、きっかけの 95 ~ 96% が携帯電話の出会い系サイトであり、この部分の取り組みが非常に必要だろう。経済産業省のお話の中で、マーケットに任せてという話があったが、こうした部分で普及の程度が進まないのであれば、私たちとしては必ずしもマーケットに任せる方向だけで十分であるのかどうか、それについても検討が必要ではないか。フィルタリングの普及の調査については、条例の効果を検証する上での実施していきたい。普及の動向を見つつ、今後の規制のあり方を検討していきたいと考えている。

○オブザーバー：「マーケットに任せて」という発言についてだが、どのような形で安全を守っていくのか難しい局面にきているのだろう。ただ、基本的なサービスがマーケットシーンでなされるようにしないといけなことが大原則としてある。その上でなおかつ処理できない部分があり、公共目的の部分で規制を含めてやらなければならないならばやる。諸外国におけるこの問題についての規制の実例や、憲法上の表現の自由、その他、別の次元での法律との調和をどう考えるかも含め、総合的に判断していかないといけない。テクノロジーはあり、それを供給するメカニズムがあるにも関わらず、それが消費者に届いていない部分については、何らかのアイデアがあるであろう。全くそれを市場任せにして何もしなくてよいという意味ではない。

○事務局：昨日、韓国の情報通信倫理委員会 (ICEC) の人に会ってきた。韓国は日本より規制が厳しく、フィルタリングソフトも ICEC が開発して配布している。韓国では、有害なコンテンツがあれば ICEC が見つけて国内サイトであれば削除要請をしている。それでも改善されず、社会的に問題がある場合には、情報通信省が大臣命令を出している。最近では IT エデュケーション、リテラシーの向上の方に力を入れているような説明をしていた。テクノロジーは一つの問題解決に向けたアプローチだが、フィルタリングソフトの普及をやっている結局、テクノロジーをわかってもらえない、そうしたらリテラシーの問題に突き当たるのは韓国も日本と同じような状況であると感じた。

○座長：アメリカでは、すべての学校や公共図書館に法律でフィルタリングを入れないといけないことになっている。家庭についても、フィルタリングの導入が進んでいくだろう。

○委員：資料 RF 研 2005-01-4 の八都県市の取り組みのスライドの最後の二行がいちばん重要かと思う。フィルタリングを利用する契約を標準的な契約とする、フィルタリング機能はデフォルトでついていて、特別な申し込みで解除できるという状態が普通になってほしい。また、プロバイダや携帯電話事業者のネットワークにフィルタリングを組み込むという規制であるが、むしろインターネット端末にフィルタリングが仕組まれるということを考えた方が効果も高まるのではないか。最近、インターネット接続機能を持った TV ゲーム機が開発され発売されているが、フィルタリング機能を内蔵してくれれば、PC のフィルタリングと合わせて家庭での環境が改善される。TV などのデジタル家電でインターネット接続機能を持ったものは、初めからフィルタリング機能を内蔵してほしい。買った段階でフィルタリングがついているという状況を家庭や学校で実現すべきだ。都条例でも、プロバイダや携帯電話事業者に対する規制はあるが、フィルタリング機能のない TV やゲーム機などのインターネット端末を打ってもお咎めがないというのは、将来的にはそういうことは良くないと判断されるような社会であってほしい。

○オブザーバー：ソニーの PSP、マイクロソフトの XBOX、今後発売されるソニーの PS3 など、比較的新しいゲーム機にはフィルタリング機能が内蔵されていて、親の方で設定することで、18 歳以上とか 15 歳以上対象のゲームをプレイできなくする機能がある。

○委員：インターネットに接続する場合はどうか。

○オブザーバー：この機能はゲームに対するフィルタリングのみである。インターネット接続にも対応できるよう努力していきたい。

（４）最近のインターネット上の有害情報について

・事務局より、資料 RF 研 2005-01-9、RF 研 2005-01-12 に基づき、最近のインターネット上の有害情報について説明を行った。

（５）レイティング基準 SafetyOnline3 詳細策定の方針について

・事務局より、資料 RF 研 2005-01-10、RF 研 2005-01-11 に基づき、レイティング基準 SafetyOnline3 詳細策定の方針について説明を行った。

（「カテゴリ」の策定方針について）

（「メディア記述」の策定方針について）

○座長：「メディア記述」について、もう少し説明をいただけないか。

○事務局：「メディア記述」のラベルについては、掲示板やチャットルーム、オンラインゲームなどコンテンツ内容が動的・可変的であるために有害なおそれのあるコンテンツ形態について、保護者に「要注意」であることの目印となるように、設けている。

○座長：「メディア記述」という名称は見直したほうが誤解が少ないかもしれない。

○委員：例えば「オンラインゲーム」というラベルのほかに、夜 10 時以降は利用禁止など、

それが年少者に対して配慮したサービスであるかの観点も、ラベリングに含まれているとよい。

○委員：チャットや掲示板は常時監視していかないと、ラベリングに対応した内容であるかどうかという判定が下せないのではないか。この辺りの分類は、いくらしっかり付けても曖昧になってくる可能性があることを認識した上で検討しないといけない。

○座長代理：時間的に変化するコンテンツの中で、TV 番組のストリーミングなど、確かに時間的に変化はするが、別の媒体で作られ、場合によっては既にレーティングされているようなものと、チャットや掲示板、ブログといった参加型のコンテンツで、時間的な変化にまったく予測がつかない、インターネットのオリジナルのものとは、本質が異なるので分けて考えなければならない。

○オブザーバー：SafetyOnline3 策定の目的意識をはっきりさせることが必要だ。現在、インターネット上でどのような問題があり、SafetyOnline2 で足りないとするれば、それはどのような点であり、どのようなパッチが必要なのか。今のフィルタリングソフトでは防げない点など、現状認識があった上で SafetyOnline3 を策定しないといけない。

○座長：事務局は、この点を整理して次回に提出してほしい。

(「評価ラベル」の策定方針について)

○委員：本日、総務省のコンテンツ安心マークの会議にも出席してきたが、SafetyOnline3 とコンテンツ安心マークの両者間で何らかの連携を取るべきではないか。国内で「ダブルスタンダード」になってしまうのではないか。

○オブザーバー：総務省と話をして、次回整理したものをお持ちしたい。

○委員：参考として、初等・中等教育で情報教育の一環として、情報安全教育の内容について検討している。発達段階に応じて子どもたちにどういふことを教えることができるかを考えている最中だが、現時点では、小学 1、2 年生は、親や教師の保護のもと、フィルタリングの整った十分に保護された環境のもとで、インターネットにアクセスしてもよい、小学 3、4 年では、ある程度親の保護監督がない状態でも安全な措置が取られている環境下ではインターネットにアクセスしてもよい、掲示板等へのアクセスも安全性について十分に試行を行った上で危険なことはないように指導を行う、などとしている。小学 3、4 年生になって教師や親が常時監視していない状態でインターネットを使い始めるなど、詳細の部分を汲んでいただけると、教育に使いやすいレーティング基準になるのではないか。18 歳未満ということで、高校生 3 年生と小学 3 年生が同じ基準で運用されると、高校生にとっては厳しすぎるし、小学生にはゆるすぎる。詳細区分については必要な切れ目があるのだろう。小学校 3、4 年生くらいが 1 つの年齢層で、その上の小学校 5、6 年生になれば、ある程度の危険を予知しながら行動できるので、安全に行動するための技術や知識を教えながら使わせるということができる。

○座長：経済産業省のご挨拶の中で、フィルタリングの精度の向上と、家庭等への普及、またそれらをマーケットを通じて円滑に行うことが重要とお話があった。これらの観点で、企業の方々のご意見もうかがいたい。

○委員：掲示板等の管理については、例えば「死ね」といった有害な書き込みがあった場合、常時監視は実務的には難しいので、書き込み禁止という選択肢が考えられる。ただ、書き込み禁止にすれば安全にはなるが、子どもが自分の意見を述べるという大事な側面は失われる。そうすると現実的には、ある時間帯だけ使わせるということになるが、そうしたことを 100% レイティングで把握することはできない。また、ブログなど、メディアそのものが変化しており、それに合わせた対応策が必要だ。技術的にはフィルタリングを厳しくして 100% のブロックもできなくはないが、言論の自由など難しい問題もある。ただできる限りのことはしており、例えば携帯電話については、迷惑メールにリンクされている URL を 1 時間後にはブラックリストに反映させている。現状ではフィルタリングは、ネット利用の生産性を上げるという企業ニーズは強いが、家庭での導入率は 1% 以下ではないかと見ており、家庭向けのサービスの中に自動的に含まれているような形にしないと苦しいと考えている。

○委員：技術的にはブラックリストに加えて、フレーズによるリアルタイムのフィルタリングなどでパッチワーク対応しているが、完全ではない。また、当社のコンテンツ分類基準は、ICRA など海外基準をもとに作っている。普及促進については、フィルタリングソフトがメディアで取り上げられる機会が多くなっているが、メディアへのアプローチはできるだけ力をかけてやっていきたい。また、東京都のセミナーへの講師派遣など、自治体への協力も行っており、こうした活動は続けていきたい。

○委員：オンラインゲーム市場情勢調査を今年の 4 月に発表した。2004 年のデータでは、登録ユーザが 2000 万人位、市場規模が 600 億円位である。今年も調査を行うが、予測では 1000 億円近い市場になるのではないかと。オンラインゲームはチャット・掲示板等のコンテンツを抱え込んだビジネスであり、ゲームコンテンツも毎週アップデートするなど、どんどん進化していくコンテンツである。大規模なゲームは 24 時間、管理者が監視をしているが、まだまだカバーできていない問題もある。2006 年 3 月を目処に BtoC、BtoB のガイドラインを作る予定である。

○委員：SafetyOnline1、2、3 まで来て、3 ではほとんど技術的には良いものができるのではと思うが、フィルタリングが家庭の 1% でしか使われていないというのでは、ユーザや子どもたちとの間のギャップがあまりに大きい。子どもが使う端末にはフィルタリング機能が最初からついていて、子どもが大きくなるにつれてそれを外すというやり方にできないか。台湾では、法律でフィルタリングが義務付けられたという話だ。法律ができれば、普及率は画期的に増える。日本ではここ何年かで技術的には非常に進んできており、携帯電話にも導入されているが、普及は進んでいない、そのギャップをどう埋めるかということ

もこの研究会で話していくことができないか。

○委員：それをやれば、出会い系サイトの事件や児童買春などは激減するのではないか。

○委員：少し前に比べると、こうした問題に関して対応が積極的になってきている。皆さんの力を結集すれば、さらに動いていくのではないか。

(6) その他

・事務局より、次回の日程について調整を行い、1 月 24 日 (火) 18 : 00 ~ 20 : 00 に商工会館 7 階 B ・ C 会議室で開催することとなった。

以上